

議案第90号

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正
する条例

上記の議案を提出する。

令和7年11月26日

提出者 東京都板橋区長 坂本 健

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正
する条例

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年板橋区条例
第18号）の一部を次のように改正する。

第16条の3第1項中「いう。」の後に「その他区規則で定める子」
を加え、「一部」を「全部又は一部」に改める。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（提案理由）

地方公務員の育児休業等に関する法律の改正を踏まえ、職員の子育て
部分休暇の取得形態及び対象となる子の範囲を拡充する必要がある。